

医科学専攻における修業年限の特例に関する申合せ

(平成16年 3月22日 医科学専攻会議制定)

(平成27年 4月 1日 医学研究科教授会改正)

(平成29年 8月16日 医学研究科教授会改正)

神戸大学大学院医学研究科規則第29条ただし書き「在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。」(以下「修業年限の特例」という。)に関する取扱いを、次のとおり定める。

1. 修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 学位論文(主論文)が一流の国際欧文雑誌に筆頭著者(共筆頭著者の場合は第一著者に限る。)として掲載又は掲載予定の者
2. 前項3号に定める「一流の国際欧文雑誌」は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) Science Citation Index の定義する Impact Factor (以下「Impact Factor」という。)が4以上の国際欧文雑誌
 - (2) 1995年度以降に Impact Factor が4以上であった国際欧文雑誌
 - (3) 別表に掲げる国際欧文雑誌
3. 修業年限の特例による課程修了の時期は、3月期修了者にあつては3月25日とし、9月期修了者にあつては9月25日とする。
4. 修業年限の特例を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、課程修了の時期を3月期とする場合は、当該年度の1月20日までに、課程修了の時期を9月期とする場合は、当該年度の7月20日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出期限が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 指導教員の推薦理由書
 - (2) 前1項3号に掲げる論文 5部
 - (3) 研究業績一覧
5. 申請者の資格審査は、医科学専攻教務学生委員会が行う。
6. 学位申請資格の有無の決定は、医学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成22年3月5日から適用する。

附 則

この申合せは、平成22年7月14日から適用する。

附 則

1. この申合せは、平成25年6月12日から適用する。
2. 改定後の申合せの別表は、平成25年6月12日以降に学位授与の申請を行う場合に適用する。

ただし、適用日前に論文を投稿しており、かつ平成26年3月31日までに学位授与の申請を行う場合に限り、従前の例によることができる。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から適用する。
2. 改定後の申合せの別表は、平成26年4月1日以降に学位授与の申請を行う場合に適用する。

ただし、適用日前に論文を投稿しており、かつ平成27年3月31日までに学位授与の申請を行う場合に限り、従前の例によることができる。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成29年8月16日から適用する。